

中札内村ワーケーション費用助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、中札内村ワーケーション費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、予算の範囲内において交付するため必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この助成金は、村外の企業又は団体（以下「企業等」という。）の社員又は職員（以下「社員等」という。）が、ワーケーションの推進にあたり、本村の登録宿泊施設に滞在しながらワーケーションを実施した場合に宿泊費の一部を助成し、村内消費の増加など地域経済の活性化を加速させるとともに関係人口の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ワーケーション テレワークや研修など働きながら余暇を過ごすことをいう。
- （2） テレワーク 通常の職場とは異なる場所で働くことをいう。
- （3） 企業等 法人登記及び定款登記をしており、従業員が2人以上で本店所在地が村外の企業又は団体等をいう。なお、法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること。
- （4） 登録宿泊施設 ワーケーション費用の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）への助成金額に相当する金額を村に交付申請することができる事業者として登録された者をいう。

（助成対象者）

第4条 助成対象者は、村内の登録宿泊施設に宿泊する、第1号又は第2号に該当し、かつ第3号から第6号までの要件を全て満たす社員等とする。

- （1） 日本標準産業分類に掲げる企業等
- （2） テレワークの活用を通して柔軟な働き方を推進する企業等
- （3） 企業等として既に1年以上の事業活動実績があること。
- （4） 国・都道府県その他の公的機関から同種の助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- （5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- （6） 中札内村暴力団排除条例（平成25年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

（助成要件）

第5条 助成要件として、次に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 本村の宿泊施設に連続して4泊以上の滞在をすること。
- (2) 滞在期間中、本村の店舗等を1回以上利用すること。
- (3) 村内でテレワークの推進に努めること。

(助成対象経費等)

第6条 助成対象経費は、助成対象者が利用する村内登録宿泊施設の宿泊費の実費に限るものとする。

- 2 同一企業の社員等が年度内に利用できる人数は、同一村内登録宿泊施設5人以内であること。
- 3 社員等1人当たりの助成金の助成割合、助成限度額などは次のとおりとする。

助成対象経費	助成割合	助成限度額	年度内限度泊数
宿泊費(素泊り又は朝食付き)	1/2以内	5,000円/1泊	14泊

- 4 前項の規定により算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(登録宿泊施設の登録等)

第7条 登録宿泊施設は、村内で宿泊業を営んでおり、次の要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)による営業許可を受けている事業者
 - (2) 宿泊施設としての営業実態がある事業者
 - (3) ワークেশヨンプランの設定がある事業者
- 2 中札内村ワークেশヨソ費用助成事業に参加する事業者は、中札内村宿泊費助成事業登録申請書(第1号様式)により、村長に登録を申請する。
 - 3 村長は、前項の申請内容を確認し事業者を登録のうえ、当該登録宿泊施設に対し中札内村ワークেশヨソ費用助成事業登録証(第2号様式)を交付する。

(助成の申込と利用等)

第8条 助成対象者は、登録宿泊施設に中札内村ワークেশヨソ申込書兼利用申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

- 2 登録宿泊施設は、前項の申込書兼利用申請書が提出された場合において、助成対象者と利用内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、助成対象者に対し、中札内村ワークেশヨソ受入決定を通知するものとする。
- 3 助成対象者は、宿泊費から助成金額を控除した額を当該宿泊施設に支払うものとする。

(登録宿泊施設の責務)

第9条 登録宿泊施設は、前条に規定する中札内村ワークেশヨソ費用助成事業の利用について助成対象者に周知するとともに、中札内村ワークেশヨソ費用助成事業の申請があった場合は不当に利用を拒んではない。

- 2 登録宿泊施設は、村が別に定める募集要領を遵守しなければならない。
- 3 村長は、登録宿泊施設が前項に規定する募集要領に反する行為を行ったときは、当該登録宿泊

施設の登録を取り消すことができる。

（中札内村ワーケーション費用助成事業の交付申請手続）

第10条 登録宿泊施設は、第8条第1項に規定する申込書兼利用申請書の原本を添付して、中札内村ワーケーション費用助成事業交付金申請書（第4号様式）を村長に提出し、助成金額に相当する金額の交付を申請する。

2 交付の方法は、口座への振込による。

3 村長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、中札内村ワーケーション費用助成事業交付金決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 村長は、前条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。既に助成金が交付されているときは、当該助成対象者に対し返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。